

# 静岡市報

No.48

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

条 例	
静岡市健康福祉基金条例	3
静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例	4
静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例	5
静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	5
静岡市都市公園条例の一部を改正する条例	6
静岡市行政区画等審議会条例を廃止する条例	7
都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく面積等を定める条例を廃止する条例	7
静岡市井川財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例	8
静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
規 則	
静岡市一般職員住宅貸与規則の制定	9
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	12
静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則	17
静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則	17
静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則	18
教育委員会規則	
静岡市立小・中学校管理規則	20
静岡市立幼稚園管理規則	33
静岡市立高等学校管理規則	39
静岡市立高等学校学則	48
静岡市立幼稚園園則	57
静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則	61
企業局管理規程	
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程	62
市 訓 令	
静岡市公文例規程の一部改正	64
静岡市公文書管理規程の一部改正	64
静岡市表彰審査委員会規程の一部改正	65
消防本部訓令	
静岡市消防防災局図面等に表記する記号規程の一部改正	65
静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正	66
市 告 示	
静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金取扱要領の一部改正	67
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	67
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	68

選挙管理委員会告示 静岡市選挙管理委員会規程の一部改正	68
監査委員告示 静岡市監査委員事務局規程の一部改正	69

< 本号に登載された条例のあらまし >

静岡市健康福祉基金条例（平成19年静岡市条例第2号）

- 1 市民の健康福祉の向上を目的とする保健福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるため、静岡市健康福祉基金を設置することとした。（第1条関係）
- 2 静岡市健康福祉基金の積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用及び処分について規定することとした。（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）
- 3 この条例は、平成19年3月20日から施行することとした。
- 4 静岡市福祉対策基金条例及び静岡市社会福祉事業振興基金条例は、廃止することとした。

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的報告に関する条例（平成19年静岡市条例第3号）

- 1 この条例により、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的報告に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 改善命令等を受けた精神科病院の管理者は、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の事項を市長に報告しなければならないこととした。（第2条関係）
- 3 精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的報告の時期を規定することとした。（第3条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第4号）

- 1 積志工業社奨学基金に係る寄附金の額を1,400万円から1,500万円に変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成19年3月20日から施行することとした。

静岡都市計画事業清水駅東土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第5号）

- 1 清算金を分割徴収する場合の利率を規定することとした。（第24条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第6号）

- 1 耐震工事の施工のため、仮設の保育所を清水月見公園に設けることに伴い、当該仮設の保育所を、都市公園法施行令第12条第10号に規定する条例で定める仮設の物件又は施設として規定することとした。（第16条の2関係）
- 2 清水日本平運動公園の球技場に大型映像装置を設置することに伴い、同球技場の附帯設備の電光表示板を大型映像装置に変更することとした。（別表第2関係）
- 3 清水清見潟公園の体育館の個人使用を可能にするため、所要の改正を行った。（別表第2関係）
- 4 この条例は、一部の規定を除き、平成19年4月1日から施行することとした。

静岡市行政区画等審議会条例を廃止する条例（平成19年静岡市条例第7号）

- 1 審議会の所期の目的を達したため、静岡市行政区画等審議会条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく面積等を定める条例を廃止する条例（平成19年静岡市条例第8号）

- 1 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、市街化調整区域内における大規模開発の許可基準が廃止されるため、当該条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成19年11月30日から施行することとした。

静岡市井川財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例（平成19年静岡市条例第9号）

- 1 静岡市井川財産区議会の議員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等については、静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の例によることとした。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第10号）

- 1 議員の費用弁償の種類及び額は、静岡市職員等の旅費に関する条例の5級の職にある者の旅費の種類及び額に相当する種類及び額とすることとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

## 条 例

静岡市健康福祉基金条例をここに公布する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第2号

静岡市健康福祉基金条例

（設置）

第1条 市民の健康福祉の向上を目的とする保健福祉事業の推進に要する経費の財源に充てるため、静岡市健康福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、

予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月20日から施行する。

(条例の廃止)

2 静岡市福祉対策基金条例(平成15年静岡市条例第75号)及び静岡市社会福祉事業振興基金条例(平成15年静岡市条例第77号)は、廃止する。

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例をここに公布する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 3 号

静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(症状等の報告)

第 2 条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第20条の5に規定する事項を市長に報告しなければならない。

(報告の時期)

第 3 条 前条の規定による報告は、任意入院者の入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。ただし、省令第20条の4第2号に掲げる要件を満たす任意入院者については、入院した日の属する月の翌月から起算して6月目に当たる月においても、前条の規定による報告を行わなければならない。

( 委 任 )

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 4 号

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例

静岡市篤志奨学基金条例（平成15年静岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表積志工業社奨学基金の項中「14,000,000円」を「15,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 3月20日から施行する。

静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 5 号

静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

静岡都市計画事業清水駅東土地地区画整理事業施行条例（平成15年静岡市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第24条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の利子の利率は、事業に係る法第103条第 4 項の規定による公告の日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち10年の約定期間に対応する利率（当該利率が年 6 パーセントを超えるときは、年 6 パーセント）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2 月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 6 号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の 2」に改める。

第 2 章第 4 節中第16条の次に次の 1 条を加える。

（仮設の物件又は施設）

第16条の 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第10号に規定する条例で定める仮設の物件又は施設は、清水月見公園に設けられる仮設の保育所とする。

第27条中「（昭和31年政令第290号）」を削る。

別表第 2（ 4 ）清水日本平運動公園ア球技場（イ）附帯設備利用の表中

「

電光表示板	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき	4,070円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1 時間につき	64,220円

を  
」

「

大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	1 時間につき	4,070円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1 時間につき	64,220円

に  
」

改め、同表備考中「電光表示板」を「大型映像装置」に改め、同表（ 5 ）清水清見潟公園ア体育館（ア）施設利用の表中

「

会議室	950	480	480	950	1,430	1,900	950	1,900	1,430	2,850	310	310
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を  
」

会議室			950	480	480	950	1,430	1,900	950	1,900	1,430	2,850	310	310
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
体育館 個人使 用 料 (1種目)	当日券 (1人 1回に つき)	一般	180	180	180	210								
		生徒等	90	90	90	110								
			円	円	円	円								

に

改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中(4)清水日本平運動公園ア球技場(イ)附帯設備利用の表に係る部分は、公布の日から施行する。

静岡市行政区画等審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第7号

静岡市行政区画等審議会条例を廃止する条例

静岡市行政区画等審議会条例(平成15年静岡市条例第25号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく面積等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第8号

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく面積等を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づく面積等を定める条例（平成15年静岡市条例第220号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

静岡市井川財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 9 号

静岡市井川財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条第1項及び第70条の規定に基づき、条例で定める静岡市井川財産区議会の議員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等については、静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例第38号）の例による。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3 月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第10号

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市井川財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「 6 級」を「 5 級」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。



## 規 則

### 静岡市規則第 3 号

静岡市一般職員住宅貸与規則をここに制定する。

平成19年 2 月23日

静岡市長 小 嶋 善 吉

### 静岡市一般職員住宅貸与規則

静岡市千代田職員住宅等管理規則（平成15年静岡市規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡市が事務事業の円滑な運営に資するために、市有財産に属する建物又は市が借り受けた建物であって職員をその職務上居住させる必要があると認められたもの（別に定める建物を除く。以下「一般職員住宅」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象職員）

第 2 条 一般職員住宅の貸与の対象となる職員は、市に勤務する職員（企業職員を除く。）とする。

（一般職員住宅の貸与）

第 3 条 一般職員住宅は、職務に関連して市の事務、事業の運営に必要と認める場合に、有料で貸与する。

（一般職員住宅の入居料）

第 4 条 一般職員住宅の入居料（以下「入居料」という。）は、月額とし、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及び国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）に定める有料宿舎の使用料の算定方法に準じて算出した額とする。

2 市長は、特に必要があると認める場合は、前項の入居料を減額し、又は無料とすることができる。

（入居料の徴収）

第 5 条 入居料は、その月分を毎月末日までに徴収する。ただし、入居期間 1 箇月に満たない場合は、日割計算とする。

（名称等の告示）

第 6 条 一般職員住宅の名称、位置及び入居料については、市長が告示する。

(貸与の申込み)

第 7 条 一般職員住宅の貸与を受けようとする者は、一般職員住宅貸与申込申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定により一般職員住宅の貸与の申込みがあったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、一般職員住宅貸与決定通知書(様式第 2 号)によりその旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(貸与の期間)

第 9 条 一般職員住宅の貸与期間は、3 年以内とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

(誓約書)

第 10 条 前条の規定により一般職員住宅の貸与の決定を受けた者は、当該職員住宅に入居する日前までに、誓約書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 11 条 一般職員住宅の貸与を受けた者(以下「入居者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与の決定をした日から原則として 10 日以内に指定した住宅に入居すること。
- (2) 一般職員住宅は、適切な注意を払い使用すること。
- (3) 一般職員住宅の全部又は一部を他に貸し付けないこと。
- (4) 一般職員住宅を滅失し、又は損傷した場合において、その滅失又は損傷が入居者の故意又は重大な過失により生じたときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。
- (5) 一般職員住宅を返還しようとする場合は、その住宅を正常な状態において引き渡すこと。

第 12 条 入居者は、一般職員住宅又はその附属物の原形を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りではない。

(費用の負担区分)

第 13 条 一般職員住宅の修繕費等の負担区分は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるものに限り、市が修繕費の負担の全部又は一部を負担する。

- (1) 市が負担するもの

ア 天災その他入居者の責めに帰することのできない理由による壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根並びに家屋の内部の給水施設、排水施設及び電気施設の修繕で市長の承認したものに係る修繕費

( 2 ) 入居者が負担するもの

ア 電気、ガス及び上下水道の増改設費、修繕費及び使用料

イ 畳、建具、塀その他附帯設備の修繕費

ウ 天災その他不可効力によらない場合の修繕費

( 貸与の取消し等 )

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般職員住宅の貸与を取り消し、又はその入居者に対し必要な措置を命ずることができる。

- ( 1 ) 入居者が指定の期間内に入居料を完納しないとき。
- ( 2 ) 入居者が正当な理由がなく指定の日までに入居しないとき。
- ( 3 ) 入居者がこの規則に違反したとき。
- ( 4 ) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

( 住宅の返還 )

第15条 一般職員住宅の貸与を受けた者(第3号の場合は、その相続人)は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間にその一般職員住宅を返還しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

- ( 1 ) 退職及び転職のとき 20日以内
- ( 2 ) 他の職員住宅に移転を命ぜられたとき 15日以内
- ( 3 ) 死亡したとき 50日以内
- ( 4 ) その他の理由で返還を命ぜられたとき 30日以内

2 前項ただし書の規定による期間の延長は、3月以内とする。

3 入居者が一般職員住宅を返還しようとするときは、30日前までに一般職員住宅返還届出書(様式第4号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

( 立入検査 )

第16条 市長は、一般職員住宅の管理上必要があると認めるときは、職員住宅の検査をし、又は入居者に対して適当な指示をすることができる。

2 前項の検査において、現に使用している一般職員住宅に立ち入る場合は、あらかじめ、

当該一般職員住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(管理)

第17条 一般職員住宅に関する事務の統括は、財政局財政部管財課長が行う。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、一般職員住宅の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市一般職員住宅貸与規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後の入居料から適用し、同日前の入居料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に一般職員住宅に入居している者は、この規則の相当規定により入居した者とみなす。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡市有功者表彰規則の一部改正)

第1条 静岡市有功者表彰規則(平成16年静岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

(静岡市事務専決規則の一部改正)

第2条 静岡市事務専決規則(平成17年静岡市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「助役」を「副市長」に改め、同項第4号中「事務吏員たる」を「市長の補助機関である」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 10 条第 1 項の表中「助役」を「副市長」に改め、同条第 4 項中「事務吏員たる」を「市長の補助機関である」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

（市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第 3 条 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 15 年静岡市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 9 号ウ、第 10 号ウ、第 11 号工、第 12 号才、第 13 号才、第 14 号才、第 15 号工及び第 25 号才中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

（静岡市職員職名規則の一部改正）

第 4 条 静岡市職員職名規則（平成 15 年静岡市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条の見出し中「身分上及び」を削り、同条中「身分上の職名及び」を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「身分上の職名並びに」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書を削り、同条を第 4 条とする。

別表中「（第 4 条関係）」を「（第 3 条関係）」に改め、同表身分上の職名の欄を削る。

（静岡市定年退職者等の再任用に関する規則の一部改正）

第 5 条 静岡市定年退職者等の再任用に関する規則（平成 15 年静岡市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号（裏）及び様式第 3 号（裏）中「助役」を「副市長」に改める。

（静岡市職員等懲戒審査委員会規則の一部改正）

第 6 条 静岡市職員等懲戒審査委員会規則（平成 15 年静岡市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員等」を「職員」に改める。

第 1 条中「第 40 条」を「第 17 条」に、「静岡市吏員懲戒審査委員会」を「静岡市職員懲戒審査委員会」に改める。

（静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第 7 条 静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 8 号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

( 静岡市財産管理規則の一部改正 )

第 8 条 静岡市財産管理規則(平成15年静岡市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第53条第 1 項から第 3 項までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

( 静岡市税条例施行規則の一部改正 )

第 9 条 静岡市税条例施行規則(平成15年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「市吏員」を「市職員」に改める。

様式第17号、様式第51号(その 1)から様式第51号(その 6)までの様式、様式第52号(その 2)、様式第53号、様式第92号(その 1)、様式第106号及び様式第128号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

( 静岡市自転車競走実施規則の一部改正 )

第10条 静岡市自転車競走実施規則(平成15年静岡市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第55条第 9 項中「市吏員」を「市職員」に改める。

( 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正 )

第11条 静岡市国民健康保険条例等施行規則(平成16年静岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「吏員」を「職員」に、同条第 2 項中「吏員」を「職員」に、「国民健康保険徴収金滞納処分吏員証」を「国民健康保険徴収金滞納処分職員証」に改める。

様式第21号その 1(5枚目~14枚目)、様式第21号その 3(5枚目~14枚目)及び様式第23号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第34号(表)中「国民健康保険徴収金滞納処分吏員証」を「国民健康保険徴収金滞納処分職員証」に改める。

( 静岡市介護保険条例等施行規則の一部改正 )

第12条 静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第65条第 1 項中「吏員」を「職員」に改め、同条第 2 項中「吏員」を「職員」に、「介護保険徴収金滞納処分吏員証」を「介護保険徴収金滞納処分職員証」に改める。

様式第57号その 1 及び様式第57号その 2 中「静岡市収入役様」を「(あて先)静岡市会計管理者」に改める。

様式第57号その3中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第60号(表)中「静岡市収入役 様」を「(あて先)静岡市会計管理者」に改める。

様式第69号(表)中「介護保険徴収金滞納処分吏員証」を「介護保険徴収金滞納処分職員証」に改める。

(静岡市生活保護法施行細則の一部改正)

第13条 静岡市生活保護法施行細則(平成15年静岡市規則第91号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第24号中「本庁技術」を「本庁職員」に改める。

様式第25号中「本庁技術吏員」を「本庁職員」に改める。

(静岡市老人医療事務取扱細則の一部改正)

第14条 静岡市老人医療事務取扱細則(平成15年静岡市規則第102号)の一部を次のように改正する。

様式第25号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第15条 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第33号(裏)中「吏員」を「職員」に改める。

(静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第16条 静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成17年静岡市規則第79号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(裏)中「吏員」を「職員」に改める。

(静岡市営墓地条例施行規則の一部改正)

第17条 静岡市営墓地条例施行規則(平成15年静岡市規則第173号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号までの様式中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

様式第8号中「静岡市収入役 様」を「(あて先)静岡市会計管理者」に改める。

様式第9号、様式第11号、様式第12号、様式第14号及び様式第15号中「静岡市長 様」を「(あて先)静岡市長」に改める。

( 静岡市農業協同組合等検査規則の一部改正 )

第18条 静岡市農業協同組合等検査規則(平成17年静岡市規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中「吏員」を「職員」に、同様式(裏)中「検査吏員」を「検査員」に改める。

( 静岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 )

第19条 静岡市営住宅管理条例施行規則(平成15年静岡市規則第242号)の一部を次のように改正する。

様式第14号その1から様式第14号その3までの様式中「静岡市収入役 様」を「(あて先)静岡市会計管理者」に改める。

( 静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正 )

第20条 静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成15年静岡市規則第244号)の一部を次のように改正する。

様式第8号その1(3枚目~14枚目)及び様式第8号その2中「静岡市収入役 様」を「(あて先)静岡市会計管理者」に改める。

( 静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正 )

第21条 静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則(平成15年静岡市規則第248号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、事務吏員、技術吏員及び嘱託」を「及びその他の職員」に改める。

第6条第2号中「消防吏員以外の職員」を「その他の職員」に改める。

別表中「事務吏員」を「その他の職員」に、「技術吏員」を「その他の職員」に、

「

	嘱託	相当の知識又は経験をもって、特定業務の処理に従事する職員の職務
--	----	---------------------------------

を

」

「

嘱託	その他の職員	相当の知識又は経験をもって、特定業務の処理に従事する職員の職務
----	--------	---------------------------------

に

」

改める。



## 附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

( 静岡市有功者表彰規則の一部改正に伴う経過措置 )

2 この規則による改正後の静岡市有功者表彰規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第3号の適用に当たっては、この規則による改正前の静岡市有功者表彰規則第2条第3号に規定する職に在職していた者については、当該職に在職した期間は、改正後の規則第2条第3号に規定する在職期間とみなして通算する。

## 静岡市規則第 5 号

静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年2月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

静岡市都市計画法施行細則(平成15年静岡市規則第208号)の一部を次のように改正する。

第5条及び様式第11号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

様式第35号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び様式第11号の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

## 静岡市規則第 6 号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年3月5日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則(平成15年静岡市規則第135号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「診療所療養病床設置(設置許可事項変更)許可申請書」を「診療所病

床設置（設置許可事項変更）許可申請書」に改め、同条第 9 号中「診療所療養病床設置許可事項変更届出書」を「診療所病床設置許可事項変更届出書」に改める。

第 3 条第 6 号中「診療所療養病床設置（設置許可事項変更）許可書」を「診療所病床設置（設置許可事項変更）許可書」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第 9 号中「診療所療養病床設置許可事項変更届出書」を「診療所病床設置許可事項変更届出書」に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）療養病床の病床数を変更する場合は、変更前及び変更後の建物の平面図（療養病床に係る病室の病室名及び病床数を明示したものを）を添付してください。

様式第 51 号中「診療所療養病床設置（設置許可事項変更）許可書」を「診療所病床設置（設置許可事項変更）許可書」に、「付」を「付け」に、「療養病床の」を「病床の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 7 号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 19 年 3 月 5 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成 15 年静岡市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

様式第 63 号中「の申請」を削り、「更正税額」を「更正後税額」に改める。

様式第 95 号（その 1）中「減免申請」を「減免」に、「更正税額」を「更正後税額」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）区長に対してなされた減免の申請に係る承認（不承認）の通知に用いる場合は、「静岡市長」を「静岡市 区長」に、「市長に」を「区長に」に替える。

様式第 95 号（その 2）中「減免申請」を「減免」に、「更正税額」を「更正後税額」に改める。

様式第107号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第108号中「期分から」を「期分」に、「更正税額」を「更正後税額」に、「減免申請物件」を「申請のあった固定資産」に、「不承認の理由」を「承認（不承認）の理由」に改める。

様式第109号（注）を次のように改める。

（注）

- 1 納税義務者氏名欄には、納税義務者が署名し、又は記名押印してください。ただし、納税義務者が法人の場合は、記名押印にしてください。
- 2 登記簿に登記されていない家屋について減免を受けていた場合は、家屋番号欄にその家屋の所在する土地の地番を記載してください。

様式第161号中「減免申請」を「減免」に、

「

減免税額	円
減免により変更となった事業所税額の内訳	

を

」

「

減免により変更となった事業所税額の内訳
---------------------

に、「変更税額」を「更正後税額」に、

」

「差引減額」を「減免額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の静岡市税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

## 教育委員会規則

### 静岡市教育委員会規則第 1 号

静岡市立小・中学校管理規則をここに制定する。

平成19年 2 月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

### 静岡市立小・中学校管理規則

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 教育活動等

第 1 節 学年、学期及び休業日（第 2 条 - 第 5 条）

第 2 節 教育活動の実施等（第 6 条 - 第 8 条）

第 3 節 教科用図書等の取扱い（第 9 条・第10条）

第 4 節 原級留置及び出席停止（第11条 - 第13条）

第 5 節 就学関係の通知（第14条 - 第16条）

第 3 章 職員の組織（第17条 - 第35条）

第 4 章 学校経営（第36条 - 第46条）

第 5 章 職員の服務等（第47条 - 第52条）

第 6 章 施設及び設備の管理等（第53条 - 第57条）

第 7 章 寄宿舍（第58条 - 第60条）

第 8 章 学校事務の共同実施（第61条）

第 9 章 雑則（第62条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、静岡市立の小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 教育活動等

### 第 1 節 学年、学期及び休業日

( 学年 )

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

( 学期 )

第 3 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで

後期 前期の末日の翌日から翌年の 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、校長は、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に理由を付して届け出て、学期の区切りの時期を変更することができる。

( 休業日 )

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

( 1 ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

( 2 ) 日曜日及び土曜日

( 3 ) 学年始休業日 4 月 1 日から同月 7 日までの間において校長が定める日

( 4 ) 夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において校長が定める日

( 5 ) 冬季休業日 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日までの間において校長が定める日

( 6 ) 学年末休業日 3 月 15 日から同月 31 日までの間において校長が定める日

( 7 ) 前各号に掲げる日のほか、特に必要があると認めて校長が定める日

2 校長は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

3 校長は、第 1 項第 3 号から第 7 号までの規定により休業日を定め、又は前項の規定により休業日を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

( 臨時休業 )

第 5 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

( 1 ) 授業を行わない期間

( 2 ) 非常変災その他急迫の事情の概要

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

## 第 2 節 教育活動の実施等

## (教育課程)

第 6 条 学校の教育課程は、この章に定めるもののほか、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 校長は、教育課程の編成に当たっては、児童又は生徒及び地域の実情に配慮しなければならない。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、校長に対し、教育課程の編成に係る専門的な指導、助言及び援助を行うものとする。

4 校長は、教育課程を編成したときは、別に定めるところにより、速やかに教育委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

## (校外教育活動)

第 7 条 学校が行う校外教育活動は、別に定めるところにより実施するものとする。

## (事故等の発生)

第 8 条 校長は、児童又は生徒に非行（被害を含む。）傷害、死亡、集団疾病等の重大な事故が生じたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

## 第 3 節 教科用図書等の取扱い

## (教科用図書)

第 9 条 学校においては、教育委員会が採択した文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校は、同項に規定する教科用図書が発行されていない教科を行う場合又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。）

第 73 条の 19 の規定により特別の教育課程を編成する場合において、同項に規定する教科用図書を使用することが適当でないと認めたときは、別に定めるところにより教育委員会の承認を得て、同項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

## (補助教材)

第 10 条 学校においては、前条の規定により使用する教科用図書に加え、教育的に有益かつ適正であると認められる当該教科用図書以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）を使用することができる。

2 校長は、補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮しなければならない。

3 校長は、補助教材を使用しようとする場合には、別に定めるところにより教育委員会に届け出なければならない。

#### 第 4 節 原級留置及び出席停止

(原級留置及び伝染病による出席停止)

第11条 校長は、児童又は生徒の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長は、児童又は生徒が学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染病にかかり、又はそのおそれがある場合には、保護者に対して当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

3 校長は、前2項に規定する処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(性行不良による出席停止等)

第12条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があり、当該児童又は生徒の出席を停止することが必要であると認めるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告し、及び出席停止についての意見の具申をしなければならない。

(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項に規定する意見の具申があった場合において、当該児童又は生徒の保護者の意見を聴取した上で必要があると認めるときは、出席停止の決定を行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止の決定をしたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、その理由及び期間等を記載した文書により、出席停止を命ずるものとする。

4 教育委員会は、出席停止を命じた期間中に当該児童又は生徒の状況により出席停止を命ずる理由がなくなると認めるときは、出席停止の命令を解除するものとする。

5 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、出席停止の手續に關し必要な事項は、教育長が別に定める。

(生徒の利益に対する配慮)

第13条 教育委員会又は校長が、前2条の規定による措置を行う場合には、教育的見地から、児童又は生徒の利益に十分に配慮するものとする。

#### 第5節 就学關係の通知

(盲者等についての通知)

第14条 校長は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第12条の規定により、盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者になった児童又は生徒について教育委員会に通知するときは、その通知書に次の事項を記載の上、必要に応じて医師の診断書を添付しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び学年
- (2) 保護者の氏名及び現住所
- (3) 盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別
- (4) 生育歴、適応状況等

(出席督促を要する者の通知)

第15条 校長は、政令第20条の規定により、出席の督促を必要とする児童又は生徒について教育委員会に通知するときは、その通知書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び学年
- (2) 保護者の住所、氏名、職業及び児童又は生徒との關係
- (3) 欠席の期間及び状況
- (4) 所見

(全課程修了者の通知)

第16条 校長は、政令第22条の規定により全課程修了者について教育委員会に通知するときは、その通知書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 卒業年月日
- (3) 保護者の氏名及び現住所



## 第 3 章 職員の組織

## (学級編制)

第17条 校長は、教育委員会の指示に基づき、学級を編制しなければならない。

## (学級教科担任)

第18条 校長は、学級及び教科を担当する職員を命じなければならない。

## (校務主任及び分校主任)

第19条 法令に定めるもののほか、教頭を置かない学校に校務主任を、教頭を置かない分校に分校主任を置く。

2 校務主任及び分校主任は、当該学校又は分校に勤務する教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 校務主任は、校長の監督を受けて校務を整理し、校長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、次に掲げる事項は、代理することができない。

(1) 法第39条に規定する事項

(2) 異例と認める事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が重要であると認める事項

4 分校主任は、校長の監督を受けて分校に関する校務をつかさどる。

## (教務主任及び学年主任)

第20条 学校に教務主任及び学年主任を置く。ただし、別に定める学校については、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

2 教務主任及び学年主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 教務主任は、校長の監督を受けて教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 学年主任は、校長の監督を受けて当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

## (保健主事)

第21条 学校に保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

2 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 保健主事は、校長の監督を受けて保健に関する事項の管理に当たる。

## (生徒指導主事)

第22条 中学校に生徒指導主事を置く。ただし、別に定める学校については、これを置か

ないことができる。

- 2 生徒指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受けて生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(進路指導主事)

第23条 中学校に進路指導主事を置く。

- 2 進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受けて生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(生徒指導主任)

第24条 小学校に生徒指導主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 生徒指導主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主任は、校長の監督を受けて生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(研修主任)

第25条 学校に研修主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 研修主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受けて研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(教科主任)

第26条 学校に、教科ごとに教科主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 教科主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受けて教科の指導に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(道徳主任)

第27条 学校に道徳主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 道徳主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 道徳主任は、校長の監督を受けて道徳教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(特別活動主任)

第28条 学校に特別活動主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

2 特別活動主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 特別活動主任は、校長の監督を受けて特別活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(寮務主任)

第29条 学校に寄宿舎を設置する場合は、寮務主任を置く。

2 寮務主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 寮務主任は、校長の監督を受けて寮務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(養護主任)

第30条 学校に養護主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

2 養護主任は、養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 養護主任は、校長の監督を受けて養護に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(その他の主任等)

第31条 学校においては、第20条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、学校に校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(司書教諭)

第32条 学校に司書教諭を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 司書教諭は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第3項に規定する司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

4 司書教諭は、校長の監督を受けて学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(防火管理者)

第33条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭（教頭が2人ある学校にあつては校長が指名する教頭、教頭を置かない学校にあつては校務主任、教頭を置かない分校にあつては分校主任。次項において同じ。）をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、校長は、その他の職員を防火管理者として指名することができる。
- 4 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）及びこれに基づく命令、静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）、静岡市庁舎管理規則（平成15年静岡市規則第52号）その他関係規程に定める防火管理上必要な業務を行う。

（事務主任）

第34条 学校に、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受けて事務をつかさどる。

（学校医等）

第35条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する。

#### 第 4 章 学校経営

（学校経営方針の策定）

第36条 校長は、毎年度当初において、当該年度の学校経営方針を策定するものとする。

（学校経営組織の整備）

第37条 校長は、調和のとれた学校経営が行われるのにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

（職員会議）

第38条 校長の職務の円滑な執行に資するため、学校に職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

（委員会等）

第39条 校長は、学校経営を円滑に行うため、所属職員をもって必要な委員会等を設置することができる。

- 2 前項に規定する委員会等運営に関し必要な事項は、校長が定める。

（学校評議員）

第40条 学校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校経営に関し意見を述べるものとする。
- 4 校長は、前項の規定により学校評議員が述べた意見を尊重し、学校経営の改善に努めるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が定める。

(自己点検及び評価)

第41条 校長は、その学校の教育水準の向上を図り、当該学校の設置の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他の学校経営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行う場合に当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するものとする。

(学校情報の提供)

第42条 校長は、その学校の教育活動その他の学校経営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供し、広報及び広聴を図り、保護者等の意見等を学校経営に反映させるよう努めるものとする。

- 2 前項の情報提供に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(学校情報の保護)

第43条 校長は、別に定めるところにより、当該学校が保有する情報資産について適切に取り扱い、その保護の義務を負う。

(警備、防火及び防災)

第44条 校長は、毎年度当初に学校の警備、防火及び防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の計画には、児童又は生徒の避難方法等を含むものとする。
- 3 学校の警備、防火及び防災の責任分担は、校長が定める。

(募金、寄附等)

第45条 校長は、児童生徒を対象とした募金、寄附等の申込みを受けたときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

- 2 校長は、前項に規定する申込みを受けた募金、寄附等の内容等について教育委員会から報告を求められたときは、速やかにその内容を報告しなければならない。

( 学校備付表簿 )

第46条 学校においては、省令第15条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- ( 1 ) 学校沿革誌
- ( 2 ) 卒業証書授与台帳
- ( 3 ) 旧職員履歴書綴
- ( 4 ) 辞令写簿
- ( 5 ) 指令書及び例規となるべき通知類
- ( 6 ) 学校要覧
- ( 7 ) 教育計画書

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる表簿は永久保存とし、その他の表簿は 3 年以上これを保存しなければならない。

#### 第 5 章 職員の服務等

( 服務の監督等 )

第47条 校長は、職員の服務の監督に当たっては、厳正に行い、かつ、任免その他の進退に関する意見の申出については、公正に行わなければならない。

( 赴任 )

第48条 校長及び職員は、新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、発令の日に赴任しなければならない。

2 前項の規定により難いときは、その理由を付して、校長にあっては教育委員会の、職員にあっては校長の許可を受けなければならない。

( 年次有給休暇 )

第49条 職員は、年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ校長に請求しなければならない。

2 校長は、前項の規定による請求があった場合において、時季を変更する必要があるときは、直ちに請求者にその旨を表示しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、校長が、年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に請求するものとする。

( 特別休暇等 )

第50条 職員は、病気休暇( 県費負担教職員の場合を除く。 )及び特別休暇( 県費負担教職員以外の者にとっては静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則( 平成15年静岡市規

則第24号)別表第2の6及び7に規定する休暇を除き、県費負担教職員にあっては職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成7年静岡県人事委員会規則第13 32号)第12条第1項第8号に規定する休暇を除く。)を取得しようとするときは、校長の承認を受けなければならない。ただし、週休日を除き、引き続き7日以上にわたる場合及び正常な業務の運営を阻害するおそれのある場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が特別休暇を取得しようとする場合には、教育委員会の承認を受けるものとする。

(出張)

第51条 職員の出張は、校長が命ずる。

- 2 校長の出張(宿泊を要しない管内出張を除く。)及び職員の引き続き7日以上にわたる出張の場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(宿直)

第52条 職員の正規の勤務時間以外の時間における宿直勤務(以下この条において「宿直勤務」という。)は、校長が命ずる。

- 2 宿直勤務に従事する職員は、学校の施設、設備及び書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、緊急の事務の処理並びに非常変災の際の処置に当たらなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、宿直勤務については、校長が定める。

#### 第6章 施設及び設備の管理等

(施設及び設備の管理)

第53条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を、常に良好の状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(施設及び設備の台帳)

第54条 校長は、施設及び設備の台帳を作成し、変動の都度補正しなければならない。

- 2 前項の台帳の様式及び記載要項については、別に定める。

(施設又は設備の亡失等)

第55条 校長は、施設又は設備が亡失し、又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 校長は、施設又は設備の保管転換又は処分が必要を認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て指示を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による報告又は届出については、別に定める。

( 寄附採納 )

第56条 校長は、金品又は物件の寄附を申し出た者があるときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

( 学校施設利用の許可 )

第57条 校長は、教育上支障がないと認めるときは、学校の施設、設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

2 前項の場合において、利用期間が1週間以上にわたるとき、又は利用目的が異例のものであるときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

### 第 7 章 寄宿舍

( 名称、位置及び収容人員 )

第58条 市立学校生徒寄宿舍(以下この章において「寄宿舍」という。)の名称、位置及び収容人員は、別表のとおりとする。

( 舎監長、舎監及び調理員 )

第59条 寄宿舍に舎監長、舎監及び調理員を置く。

2 舎監長は、校長をもって充て、舎監は、教頭及び教諭のうちから教育委員会が命ずる。

3 舎監長は、寄宿舍の管理運営に当たる。

4 舎監は、舎監長の監督を受け、寄宿舍における生徒の指導及び監督に当たる。

5 調理員は、舎監長の指示を受け、生徒の給食調理その他の用務に従事する。

( 舎監長への委任 )

第60条 前2条に規定するもののほか、寄宿舍に関し必要な事項は、教育委員会の指示を受けて舎監長が別に定める。

### 第 8 章 学校事務の共同実施

( 学校事務の共同実施 )

第61条 各学校は、学校事務を効率的に処理するため、学校事務を共同して実施することができる。

2 前項の規定による学校事務の共同実施の方法等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第 9 章 雑則

( 委任 )

第62条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則



( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

( 静岡市立学校管理規則の廃止 )

- 2 静岡市立学校管理規則 ( 平成15年静岡市教育委員会規則第34号 ) は、廃止する。

( 経過措置 )

- 3 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市立学校管理規則の規定によりなされた手続その他の行為 ( 小学校又は中学校に係るものに限る。 ) は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 ( 第58条関係 )

名 称	位 置	収容人員
静岡市立藁科中学校生徒寄宿舍	静岡市葵区大原901番地	40人

静岡市教育委員会規則第 2 号

静岡市立幼稚園管理規則をここに制定する。

平成19年 2 月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

静岡市立幼稚園管理規則

目次

- 第 1 章 総則 ( 第 1 条 )
- 第 2 章 教育活動等 ( 第 2 条 - 第 5 条 )
- 第 3 章 職員の組織 ( 第 6 条 - 第 11 条 )
- 第 4 章 幼稚園経営 ( 第 12 条 - 第 22 条 )
- 第 5 章 職員の服務等 ( 第 23 条 - 第 27 条 )
- 第 6 章 施設及び設備の管理 ( 第 28 条 - 第 32 条 )
- 第 7 章 雑則 ( 第 33 条 )

附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、静岡市立の幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 教育活動等

### (教育課程)

第 2 条 幼稚園の教育課程については、静岡市立幼稚園園則（平成19年静岡市教育委員会規則第 5 号）に定めるところにより編成する。

### (園外教育活動)

第 3 条 幼稚園が行う園外教育活動は、別に定めるところにより実施するものとする。

### (事故等の発生)

第 4 条 園長は、園児に非行（被害を含む。）傷害、死亡、集団疾病等の重大な事故が生じたときには、直ちに静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

### (教材等の選定)

第 5 条 園長は、教材又は教具の選定に当たっては、教育的に有益かつ適正で、保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮しなければならない。

## 第 3 章 職員の組織

### (園務主任)

第 6 条 法令に定めるもののほか、幼稚園のうち教頭を置かないものに園務主任を置くことができる。

2 園務主任は、当該幼稚園に勤務する教諭のうちから、園長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 園務主任は、園長の監督を受け、園務を整理し、園長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、次に掲げる事項は代理することができない。

(1) 異例と認められる事項

(2) 前号に掲げるもののほか、園長が重要と認める事項

### (教務主任)

第 7 条 幼稚園に教務主任を置く。ただし、別に定める幼稚園については、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、教諭のうちから、園長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、園長の監督を受けて教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(保健主事)

第 8 条 幼稚園に保健主事を置く。ただし、別に定める幼稚園については、これを置かないことができる。

- 2 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、園長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 保健主事は、園長の監督を受けて保健に関する事項の管理に当たる。

(研修主任)

第 9 条 幼稚園に、研修主任を置く。ただし、別に定める幼稚園については、これを置かないことができる。

- 2 研修主任は、教諭のうちから、園長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、園長の監督を受けて研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(防火管理者)

第 10 条 幼稚園に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭(教頭を置かない幼稚園にあつては、園務主任。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし、教頭をもって防火管理者に充てることのできない場合は、園長は、その他の職員を防火管理者として指名することができる。
- 3 防火管理者は、園長の監督を受け、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及びこれに基づく命令、静岡市火災予防条例(平成 15 年静岡市条例第 286 号)、静岡市庁舎管理規則(平成 15 年静岡市規則第 52 号)その他関係規程に定める防火管理上必要な業務を行う。

(学校医等)

第 11 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、園長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する。

#### 第 4 章 幼稚園経営

(幼稚園経営方針の策定)

第 12 条 園長は、毎年度当初において、当該年度の幼稚園経営方針を策定するものとする。

(幼稚園経営組織の整備)

第 13 条 園長は、調和のとれた幼稚園経営が行われるのにふさわしい園務分掌の仕組みを整えるものとする。

## (職員会議)

第14条 園長の職務の円滑な執行に資するため、幼稚園に職員会議を置く。

- 2 職員会議は、園長が主宰する。
- 3 職員会議の運営に関し必要な事項は、園長が定める。

## (委員会等)

第15条 園長は、幼稚園経営を円滑に行うため、所属職員をもって必要な委員会等を設置することができる。

- 2 前項に規定する委員会等運営に関して必要な事項は、園長が定める。

## (学校評議員)

第16条 幼稚園に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、当該幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、園長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 3 学校評議員は、園長の求めに応じ、幼稚園経営に関し意見を述べるものとする。
- 4 園長は、前項の規定により学校評議員が述べた意見を尊重し、幼稚園経営の改善に努めるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が定める。

## (自己点検及び評価)

第17条 園長は、その幼稚園の教育水準の向上を図り、当該幼稚園の設置の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他の幼稚園経営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行う場合に当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

## (幼稚園の情報の提供)

第18条 園長は、その幼稚園の教育活動その他の幼稚園経営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供し、広報及び広聴を図り、保護者等の意見等を幼稚園経営に反映させるよう努めるものとする。

- 2 前項の情報提供に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

## (幼稚園の情報の保護)

第19条 園長は、別に定めるところにより、当該幼稚園が保有する情報資産について適切に取り扱い、その保護の義務を負う。

## (警備、防火及び防災)

第20条 園長は、毎年度当初に幼稚園の警備、防火及び防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画には、園児の避難方法等を含むものとする。

3 幼稚園の警備、防火及び防災の責任分担は、園長が定める。

(募金、寄附等)

第21条 園長は、園児を対象とした募金、寄附等の申込みを受けたときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

2 園長は、前項に規定する申込みを受けた募金、寄附等の内容等について教育委員会から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(学校備付表簿)

第22条 幼稚園においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第15条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1) 幼稚園沿革誌

(2) 卒業証書授与台帳

(3) 旧職員履歴書綴

(4) 辞令写簿

(5) 指令書及び例規となるべき通知類

(6) 幼稚園要覧

2 前項第1号から第4号までに掲げる表簿は永久保存とし、その他の表簿は3年以上これを保存しなければならない。

#### 第5章 職員の服務等

(服務の監督等)

第23条 園長は、職員の服務の監督に当たっては、厳正に行い、かつ、任免その他の進退に関する意見の申出については、公正に行わなければならない。

(赴任)

第24条 園長及び職員は、新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、発令の日に赴任しなければならない。

2 前項の規定により難いときは、その理由を付して、園長にあっては教育委員会の、職員にあっては園長の許可を受けなければならない。

(年次有給休暇)

第25条 職員は、年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ園長に請求しなけれ

ばならない。

2 園長は、前項の規定による請求があった場合において、時季を変更する必要があるときは、直ちに請求者にその旨を表示しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、園長が、年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に請求するものとする。

(特別休暇等)

第26条 職員は、病気休暇及び特別休暇(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成15年静岡市規則第24号)別表第2の6及び7に規定する休暇を除く。)を取得しようとするときは、園長の承認を受けなければならない。ただし、週休日を除き、引き続き7日以上にわたる場合及び正常な業務の運営を阻害するおそれのある場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、園長が病気休暇及び特別休暇を取得しようとする場合には、教育委員会の承認を受けるものとする。

(出張)

第27条 職員の出張は、園長が命ずる。

2 園長の出張(宿泊を要しない管内出張を除く。)及び職員の引き続き7日以上にわたる出張の場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

#### 第 6 章 施設及び設備の管理

(施設及び設備の管理)

第28条 園長は、幼稚園の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を、常に良好の状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(施設及び設備の台帳)

第29条 園長は、施設及び設備の台帳を作成し、変動の都度補正しなければならない。

2 前項の台帳の様式及び記載要項については、別に定める。

(施設又は設備の亡失等)

第30条 園長は、施設又は設備が亡失し、又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

2 園長は、施設又は設備の保管転換又は処分の必要を認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て指示を受けなければならない。

3 前2項の規定による報告又は届出については、別に定める。

(寄附採納)

第31条 園長は、金品又は物件の寄附を申し出た者があるときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

( 幼稚園施設利用の許可 )

第32条 園長は、教育上支障がないと認めるときは、幼稚園の施設、設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

2 前項の場合において、利用期間が1週間以上にわたるとき、又は利用目的が異例のものであるときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

#### 第 7 章 雑則

( 委任 )

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市立学校管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第34号）によりなされた手続その他の行為（幼稚園に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 静岡市教育委員会規則第 3 号

静岡市立高等学校管理規則をここに制定する。

平成19年2月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

#### 静岡市立高等学校管理規則

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 教育活動等

第 1 節 教育活動の実施等（第 2 条・第 3 条）

第 2 節 教科用図書取扱い（第 4 条・第 5 条）

第 3 節 原級留置及び出席停止（第 6 条）

第 3 章 職員の組織（第 7 条 - 第 22 条）

第 4 章 学校経営（第 23 条 - 第 33 条）

第 5 章 職員の服務等（第 34 条 - 第 38 条）

第 6 章 施設及び設備の管理（第 39 条 - 第 43 条）

第 7 章 雑則（第 44 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、静岡市立の高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 教育活動等

第 1 節 教育活動の実施等

（教育課程）

第 2 条 学校の教育課程については、静岡市立高等学校学則（平成 19 年静岡市教育委員会規則第 4 号）に定めるところにより編成する。

（事故等の発生）

第 3 条 校長は、生徒に非行（被害を含む。）傷害、死亡、集団疾病等の重大な事故が生じたときは、直ちに静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

第 2 節 教科用図書の取扱い

（教科用図書）

第 4 条 学校においては、教育委員会が採択した文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校は、同項に規定する教科用図書が発行されていない科目（学校設定教科の教科に関する科目及び学校設定科目を含む。）を設ける場合には、同項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

3 校長は、前項に規定する教科用図書を使用しようとする場合には、別に定めるところにより、教育委員会に届け出なければならない

（補助教材）

第 5 条 学校においては、前条の規定により使用する教科用図書に加え、教育的に有益か



つ適正であると認められる当該教科用図書以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）を使用することができる。

- 2 校長は、補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮しなければならない。
- 3 校長は、補助教材を使用しようとする場合には、別に定めるところにより教育委員会に届け出なければならない。

### 第 3 節 原級留置及び出席停止

（原級留置及び伝染病による出席停止）

第 6 条 校長は、生徒の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該生徒を原学年に留め置くことができる。

- 2 校長は、生徒が学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病にかかり、又はそのおそれがある場合には、保護者に対して当該生徒の出席停止を命ずることができる。
- 3 校長は、前 2 項に規定する処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

### 第 3 章 職員の組織

（教務主任及び学年主任）

第 7 条 学校に教務主任及び学年主任を置く。ただし、別に定める学校については、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

- 2 教務主任及び学年主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

（保健主事）

第 8 条 学校に保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 保健主事は、校長の監督を受けて保健に関する事項の管理に当たる。

（生徒指導主事）

第 9 条 学校に生徒指導主事を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かな

いことができる。

- 2 生徒指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(進路指導主事)

第10条 学校に進路指導主事を置く。

- 2 進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(研修主任)

第11条 学校に研修主任を置く。ただし、別に定める学校については、研修主任を置かないことができる。

- 2 研修主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(図書主任)

第12条 学校に図書主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 図書主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 図書主任は、校長の監督を受け、学校図書館に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(総務主任)

第13条 学校に総務主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 総務主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 総務主任は、校長の監督を受け、総務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(学級主任)

第14条 学校の学級ごとに学級主任を置く。

- 2 学級主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 学級主任は、校長の監督を受け、ホームルーム活動に関する事項について連絡調整並

びに指導及び助言に当たる。

(教科主任)

第15条 学校に教科ごとに教科主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 教科主任は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受けて教科の指導に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(養護主任)

第16条 学校に養護主任を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 養護主任は、養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 3 養護主任は、校長の監督を受けて養護に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(その他の主任等)

第17条 学校においては、第7条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、学校に校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(定時制課程の主任等)

第18条 第7条から前条までに規定する主任等は、複数の課程を置く学校においては、課程ごとに置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定時制の課程に置くべき主任は、次に掲げるとおりとする。ただし、前条の主任等を置くことを妨げない。

- (1) 教務主任
- (2) 生徒指導主事
- (3) 進路指導主事
- (4) 研修主任
- (5) 学級主任

(司書教諭)

第19条 学校に司書教諭を置く。ただし、別に定める学校については、これを置かないことができる。

- 2 司書教諭は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。

3 司書教諭は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項が規定する司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

4 司書教諭は、校長の監督を受けて学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（防火管理者）

第20条 学校に防火管理者を置く。

2 防火管理者は、教頭のうちから、校長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、校長はその他の職員を防火管理者として指名することができる。

4 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）及びこれに基づく命令、静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）、静岡市庁舎管理規則（平成15年静岡市規則第52号）その他関係規程に定める防火管理上必要な業務を行う。

（事務長等）

第21条 学校に事務長を置く。

2 学校に必要な応じて、副参事、主幹、副主幹及び主査を置く。

3 事務長、副参事、主幹、副主幹及び主査は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

4 事務長は、校長の監督を受けて事務をつかさどる。

5 副参事、主幹、副主幹は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

（学校医等）

第22条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する。

#### 第 4 章 学校経営

（学校経営方針の策定）

第23条 校長は、毎年度当初において、当該年度の学校経営方針を策定するものとする。

（学校経営組織の整備）

第24条 校長は、調和のとれた学校経営が行われるのにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

（職員会議）

第25条 校長の職務の円滑な執行に資するため、学校に職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(委員会等)

第26条 校長は、学校経営を円滑に行うため、所属職員をもって必要な委員会等を設置することができる。

2 前項に規定する委員会等運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第27条 学校に学校評議員を置く。

2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

3 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校経営に関し意見を述べるものとする。

4 校長は、前項の規定により学校評議員が述べた意見を尊重し、学校経営の改善に努めるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が定める。

(自己点検及び評価)

第28条 校長は、その学校の教育水準の向上を図り、当該学校の設置の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他の学校経営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行う場合に当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(学校情報の提供)

第29条 校長は、その学校の教育活動その他の学校経営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供し、広報及び広聴を図り、保護者等の意見等を学校経営に反映させるよう努めるものとする。

2 前項の情報提供に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(学校情報の保護)

第30条 校長は、別に定めるところにより、当該学校が保有する情報資産について適切に取り扱い、その保護の義務を負う。

(警備、防火及び防災)

第31条 校長は、毎年度当初に学校の警備、防火及び防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画には、生徒の避難方法等を含むものとする。

3 学校の警備、防火及び防災の責任分担は、校長が定める。

(募金、寄附等)

第32条 校長は、生徒を対象とした募金、寄附等の申込みを受けたときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

2 校長は、前項に規定する申込みを受けた募金、寄附等の内容等について教育委員会から報告を求められたときは、速やかにその内容を報告しなければならない。

(学校備付表簿)

第33条 学校においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第15条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1) 学校沿革誌

(2) 卒業証書授与台帳

(3) 旧職員履歴書綴

(4) 辞令写簿

(5) 指令書及び例規となるべき通知類

(6) 学校要覧

2 前項第1号から第4号までに掲げる表簿は永久保存とし、その他の表簿は3年以上これを保存しなければならない。

#### 第5章 職員の服務等

(服務の監督等)

第34条 校長は、職員の服務の監督に当たっては、厳正に行い、かつ、任免その他の意見の申出については、公正に行わなければならない。

(赴任)

第35条 校長及び職員は、新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、発令の日に赴任しなければならない。

2 前項の規定により難しいときは、その理由を付して、校長にあっては教育委員会の、職員にあっては校長の許可を受けなければならない。

(年次有給休暇)

第36条 職員は、年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ校長に請求しなければならない。

2 校長は、前項の規定による請求があった場合において、時季を変更する必要があるときは、直ちに請求者にその旨を表示しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、校長が、年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に請求するものとする。

(特別休暇等)

第37条 職員は、病気休暇及び特別休暇(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成15年静岡市規則第24号)別表第2の6及び7に規定する休暇を除く。)を取得しようとするときは、校長の承認を受けなければならない。ただし、週休日を除き、引き続き7日以上にわたる場合及び正常な業務の運営を阻害するおそれのある場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が病気休暇及び特別休暇を取得しようとする場合には、教育委員会の承認を受けるものとする。

(出張)

第38条 職員の出張は、校長が命ずる。

2 校長の出張(宿泊を要しない管内出張を除く。)及び職員の引き続き7日以上にわたる出張の場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

#### 第 6 章 施設及び設備の管理

(施設及び設備の管理)

第39条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を、常に良好の状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(施設及び設備の台帳)

第40条 校長は、施設及び設備の台帳を作成し、変動の都度補正しなければならない。

2 前項の台帳の様式及び記載要項については、別に定める。

(施設又は設備の亡失等)

第41条 校長は、施設又は設備が亡失し、又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

2 校長は、施設又は設備の保管転換又は処分を認めたときは、あらかじめ教育委員会に届け出て指示を受けなければならない。

3 前2項の規定による報告又は届出については、別に定める。

(寄附採納)

第42条 校長は、金品又は物件の寄附を申し出た者があるときは、教育委員会の指示を受けなければならない。

(学校施設利用の許可)

第43条 校長は、教育上支障がないと認めるときは、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

2 前項の場合において、利用期間が1週間以上にわたるとき、又は利用目的が異例のものであるときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

#### 第 7 章 雑則

##### (委任)

第44条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市立学校管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第34号）の規定によりなされた手続その他の行為（高等学校に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 静岡市教育委員会規則第 4 号

静岡市立高等学校学則をここに制定する。

平成19年2月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

#### 静岡市立高等学校学則

静岡市立高等学校学則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の全部を改正する。

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 学年、学期及び休業日（第 6 条 第 9 条）

第 3 章 教育課程（第10条）

第 4 章 職員組織（第11条・第12条）

第 5 章 入学、編入学、転学、休学、留学、退学等（第13条 第27条）

第 6 章 成績評価、課程の修了、卒業等（第28条 第37条）

第 7 章 賞罰（第38条 第40条）



第 8 章 授業料その他の費用（第 41 条・第 42 条）

第 9 章 雑則（第 43 条・第 44 条）

附則

第 1 章 総則

（教育目的）

第 1 条 静岡市立の高等学校（以下「学校」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（課程の設置等）

第 2 条 学校には、全日制の課程を、又は全日制の課程及び定時制の課程を置く。

2 前項の課程は、学年制によるものとする。

（学科の設置）

第 3 条 学校には、普通科又は専門教育を主とする学科を置く。

2 専門教育を主とする学科は、商業に関する学科とする。

（修業年限）

第 4 条 学校の修業年限は、全日制の課程にあつては 3 年とし、定時制の課程にあつては 3 年以上とする。

（学校の名称等）

第 5 条 学校の名称、課程、学科、生徒の定員及び所在地は、別表に定めるとおりとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 7 条 学期は、次に掲げる 2 学期制及び 3 学期制のうちから、校長がこれを定める。ただし、校長は、教育上特に理由があると認める場合には、各学期の期間を変更することができる。

（ 1 ） 2 学期制

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（ 2 ） 3 学期制

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

- 2 校長は、前項の規定により学期を定めたときは、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。各学期の期間を変更したときも、同様とする。

（休業日）

第 8 条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- （ 1 ）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- （ 2 ）日曜日及び土曜日
- （ 3 ）学年始休業日 4 月 1 日から同月 7 日までの間において校長が定める日
- （ 4 ）夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において校長が定める日
- （ 5 ）秋季休業日 9 月 25 日から 10 月 10 日までの間において校長が定める日（学期を 2 学期制とする場合に限る。）
- （ 6 ）冬季休業日 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日までの間において校長が定める日
- （ 7 ）学年末休業日 3 月 15 日から同月 31 日までの間において校長が定める日
- （ 8 ）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めて校長が定める日

- 2 校長は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- 3 校長は、第 1 項第 8 号の規定により休業日を設け、又は前項の規定により休業日を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（臨時休業）

第 9 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- （ 1 ）授業を行わない期間
- （ 2 ）非常変災その他急迫の事情の概要
- （ 3 ）前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

### 第 3 章 教育課程

（教育課程の編成）

第 10 条 学校の教育課程は、この章に定めるもののほか、学習指導要領及び別に定める基準により、校長が編成する。

- 2 校長は、教育課程の編成に当たっては、生徒及び地域の実情に配慮しなければならない

い。

3 教育委員会は、必要に応じて、教育課程の編成に係る専門的な指導、助言及び援助を行うものとする。

4 校長は、教育課程を編成したときは、別に定めるところにより、速やかに教育委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### 第 4 章 職員組織

(職員)

第11条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

(校務分掌)

第12条 校務分掌については、静岡市立高等学校管理規則(平成19年静岡市教育委員会規則第3号)に定めるところによる。

#### 第 5 章 入学、編入学、転学、休学、留学、退学等

(入学資格)

第13条 学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学願書)

第14条 入学志願者は、保護者(入学志願者が未成年者である場合にあっては親権者又は後見人をいい、入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合にあっては保証人(成年に達し、独立の生計を営む者に限る。)をいう。以下同じ。)と連署した入学願書(様式第1号)を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第15条 学校の入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の6の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 前項の学力検査は、特別の事情があるときは、行わないことができる。

3 第1項の調査書は、特別の事情があるときは、これを入学者の選抜の資料としないことができる。

(入学時期等)

第16条 学校の入学の時期は、第6条に規定する学年の始めとする。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学年の途中においても、第7条第1項に規定する学期の区分に従い、入学(次条に規定する編入学を除く。)を許

可することができる。

(編入学)

第17条 校長は、相当年齢に達し、編入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者について、教育上支障がないと認める場合は、第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を許可することができる。

2 前項の規定により編入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願出書(様式第2号)に成績証明書、単位修得証明書その他の編入学する学年に在学する者と同等以上の学力があることを証する書類を提出しなければならない。

(転学)

第18条 転学しようとする者は、保護者と連署した転学願出書(様式第3号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により転学の許可を受けた者は、保護者と連署した転入学願出書(様式第4号)を、在学する学校の校長を経由して、転学しようとする学校の校長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、在学する学校の校長は、前項の規定による転入学願出書の経路に当たり、転学に関する意見を付すとともに、生徒の在学証明書、成績証明書その他必要があると認める書類を添付するものとする。

第19条 校長は、他の学校(静岡市以外が設置する高等学校を含む。)からの転学による入学を希望する者がある場合において、教育上支障がないと認めるときは、これを許可することができる。

2 前項の規定により、他の学校からの転学による入学を希望する者は、保護者と連署した転入学願出書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、第1項の規定により入学を許可したときは、その旨を転学前の学校(静岡市以外が設置する高等学校を含む。)の校長に通知し、指導要録の写しその他の書類の送付を求めるものとする。

(転籍)

第20条 校長は、同一の学校において全日制の課程及び定時制の課程相互間の転籍を希望する者がある場合において、教育上支障がないと認めるときは、修得した単位に応じて相当学年に転籍を許可することができる。

2 前項の規定による転籍を希望する者は、保護者と連署した転籍願出書(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

## ( 休学 )

第21条 傷病その他やむを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した休学願出書（様式第 6 号）に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、3 月以上 1 年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて、校長の許可を受けなければならない。

## ( 復学 )

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願出書（様式第 7 号）に、傷病により休学した場合にあっては医師の診断書を、その他の場合にあっては理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## ( 退学 )

第23条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願出書（様式第 8 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## ( 復校 )

第24条 校長は、前条の規定により退学した者が復校を希望する場合において、教育上支障がないと認めるときは、これを許可することができる。

2 前項の規定による復校を希望する者は、保護者と連署した復校願出書（様式第 9 号）を校長に提出しなければならない。

## ( 誓約書 )

第25条 入学を許可された者（編入学、転学及び復校の場合を含む。）は、保護者と連署した誓約書（様式第 10 号）を校長に提出しなければならない。

2 保護者に変更を生じたときは、速やかに前項の誓約書を再提出しなければならない。

## ( 留学 )

第26条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願出書（様式第 11 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定により留学願出書の提出を受けた場合において、教育上有益であると認めるときは、当該留学を許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学の許可を受けた生徒について、当該外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第 6 条に規定する

学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

( 聴講 )

第27条 定時制の課程には、若干人の聴講生を置くことができる。

- 2 聴講を希望する者は、校長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けることのできる者は、中学校第 2 学年を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 4 聴講生として履修した科目については、単位の認定を行わないものとする。

#### 第 6 章 成績評価、課程の修了、卒業等

( 成績評価 )

第28条 成績の評価については、学習指導要領に基づいて、校長が定める。

( 学年の課程の修了又は卒業の認定 )

第29条 校長は、平素の成績を評価し、所定の単位を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

( 学年途中における学年の課程の修了又は卒業の認定 )

第30条 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、第 6 条に規定する学年の途中においても、第 7 条第 1 項に規定する学期の区分に従い、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。

( 他の学校で修得した単位の加算 )

第31条 校長は、教育上有益であると認めるときは、別に定める基準に基づき当該校長が定めるところにより、生徒が他の学校（静岡市以外が設置する高等学校を含む。）において一部の科目の単位を修得した場合に、当該修得した単位数を当該生徒が在学する学校が定める全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 前項の規定は、同一の学校に置かれている全日制課程と定時制課程相互の間の併修について準用する。
- 3 前 2 項の規定に基づく必要な手続については、別に定める。

( 大学等で学修した単位の加算 )

第32条 校長は、教育上有益であると認めるときは、別に定める基準に基づき当該校長が定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

( 1 ) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他

の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

- ( 2 ) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- ( 3 ) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

2 前項の規定に基づく必要な手続については、別に定める。

（加算することができる単位数の限度）

第33条 前2条の規定に基づき加え、又は与えることができる単位数（定時制の課程において通信制の課程の科目の併修により修得した単位数を除く。）の合計数は、36を超えないものとする。

（高等学校卒業程度認定試験合格科目等に係る学修の単位認定）

第34条 校長は、教育上有益であると認めるときは、別に定める基準により当該校長が定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- ( 1 ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- ( 2 ) 学校（静岡市以外が設置する高等学校を含む。）の別科における学修で学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

（卒業証書）

第35条 校長は、学校の全課程を修了したと認める者には、卒業証書（様式第12号）を授与する。

（学科修了証明書）

第36条 校長は、学校の専門教育に関する学科を修了したと認める者には、学科修了証明書（様式第13号）を交付することができる。

（履修証明書）

第37条 聴講生には、履修した科目について履修証明書（様式第14号）を交付する。

## 第 7 章 賞 罰

（表彰）

第38条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第39条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 退学の処分は、生徒が次の各号のいずれかに該当する者である場合に限り、行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(退学処分の報告)

第40条 校長は、前条の規定により退学の処分を行ったときは、当該生徒の学年、氏名、住所、退学の理由及び退学後の状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

#### 第 8 章 授業料その他の費用

(授業料その他の費用)

第41条 授業料、聴講料、入学検定料及び入学料は、静岡市立学校授業料等徴収条例(平成15年静岡市条例第265号)の定めるところによる。

(授業料滞納による出席停止又は除籍)

第42条 校長は、授業料を正当な理由なく納付しない者に対して、出席を停止し、又は除籍することができる。

#### 第 9 章 雑則

(教育委員会への報告様式)

第43条 校長が教育委員会に報告する場合の様式は、別に定める。

(委任)

第44条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市立高等学校学則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。



## 別表（第 5 条関係）

名 称	課 程	学 科	生徒の定員	所在地
静岡市立高等学校	全日制	普通科	960人	静岡市葵区千代田三丁目 1 番 1 号
	定時制	普通科	160人	
静岡市立商業高等学校	全日制	商業科	720人	静岡市駿河区有東三丁目 4 番 17号
静岡市立清水商業高等学校	全日制	商業科	720人	静岡市清水区桜が丘町 7 番 15号

【様式は掲載省略】

## 静岡市教育委員会規則第 5 号

静岡市立幼稚園園則をここに制定する。

平成19年 2 月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

## 静岡市立幼稚園園則

静岡市立幼稚園園則（平成15年静岡市教育委員会規則第38号）の全部を改正する。

（保育目的）

第 1 条 静岡市立の幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

（園児の定員）

第 2 条 幼稚園の園児の定員は、次に掲げるとおりとする。

- （ 1 ）静岡市立安東幼稚園 180人
- （ 2 ）静岡市立井川幼稚園 52人
- （ 3 ）静岡市立清沢幼稚園 52人
- （ 4 ）静岡市立藁科幼稚園 52人
- （ 5 ）静岡市立久能幼稚園 52人
- （ 6 ）静岡市立大谷幼稚園 90人
- （ 7 ）静岡市立東豊田幼稚園 90人

- ( 8 ) 静岡市西奈幼稚園 90人
- ( 9 ) 静岡市立安倍口幼稚園 52人
- ( 10 ) 静岡市立清水高部幼稚園 140人
- ( 11 ) 静岡市立清水小島幼稚園 70人
- ( 12 ) 静岡市立清水小河内幼稚園 70人
- ( 13 ) 静岡市立清水和田島幼稚園 90人

( 保育年限 )

第 3 条 幼稚園の保育年限は、小学校就学の始期に達するまでの 3 年以内とする。

( 学年 )

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 学期 )

第 5 条 学年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年の 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、園長は、教育上特に必要があると認めるときは、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に理由を付して届け出て、学期の区切りの時期を変更することができる。

( 休業日 )

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ( 2 ) 日曜日及び土曜日
- ( 3 ) 学年始休業日 4 月 1 日から同月 7 日までの間において園長が定める日
- ( 4 ) 夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において園長が定める日
- ( 5 ) 冬季休業日 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日までの間において園長が定める日
- ( 6 ) 学年末休業日 3 月 15 日から同月 31 日までの間において園長が定める日
- ( 7 ) 前各号に掲げる日のほか、特に必要があると認めて園長が定める日

2 園長は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

3 園長は、第 1 項第 3 号から第 7 号までの規定により休業日を定め、又は前項の規定により休業日を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業)

第 7 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、園長は、臨時に休業することができる。  
この場合において、園長は、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

( 1 ) 休業の期間

( 2 ) 非常変災その他急迫の事情の概要

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

(教育課程)

第 8 条 幼稚園の教育課程は、この章に定めるもののほか、幼稚園教育要領及び別に定める基準により園長が編成する。

2 園長は、教育課程の編成に当たっては、園児及び地域の実情に配慮しなければならない。

3 教育委員会は、必要に応じて、教育課程の編成に係る専門的な指導、助言及び援助を行うものとする。

4 園長は、教育課程(教育週数を含む。)を編成したときは、別に定めるところにより、速やかに教育委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職員)

第 9 条 幼稚園に、園長、教頭、教諭その他必要な職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

(園務分掌)

第 10 条 園務分掌については、静岡市立幼稚園管理規則(平成 19 年静岡市教育委員会規則第 2 号)に定めるところによる。

(入園の許可)

第 11 条 入園は、園長が許可する。

(入園の時期)

第 12 条 入園の時期は、第 4 条に規定する学年の始めとする。ただし、欠員のある場合は、随時入園を許可することができる。

(入園の資格)

第 13 条 入園することができる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児でその保護者が静岡市に住民登録を有するものとする。

(入園の手続)

第14条 幼児を入園させようとするときは、その親権者又は後見人（以下「保護者」という。）は、入園願書（様式第1号）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、入園を許可するときは、入園許可証（様式第2号）を保護者に交付するものとする。

（退園及び休園）

第15条 園児を退園又は休園させようとするときは、その保護者は、退園願出書（様式第3号）又は休園願出書（様式第4号）を園長に提出しなければならない。

（退園及び出席停止）

第16条 園長は、次の各号のいずれかに該当する園児を退園させ、又はその出席を停止することができる。

- （1）正当な理由がなく、1月以上引き続き欠席した者
- （2）学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病にかかり、又はそのおそれがあると認める者
- （3）前2号に掲げるもののほか、園長が必要があると認める者

（教育課程の修了の認定）

第17条 幼稚園における教育課程の修了は、園長が認定する。

（修了証書）

第18条 園長は、所定の教育課程を修了した園児に、修了証書（様式第5号）を授与する。

（保育料その他の費用）

第19条 保育料及び入園料は、静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例（平成15年静岡市条例第338号）の定めるところによる。

（委任）

第20条 この規則の施行について必要な事項は、園長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の静岡市立幼稚園園則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

【様式は掲載省略】

## 静岡市教育委員会規則第 6 号

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 2 月23日

静岡市教育委員会

委員長 西村予史男

静岡市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

静岡市教職員住宅管理規則（平成15年静岡市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員住宅については、貸付料を徴収しない。

( 1 ) 峰山教職員住宅

( 2 ) 梅ヶ島教職員住宅

( 3 ) 井川教職員住宅

( 4 ) 大川教職員住宅

第14条第 2 項中「の表」を削る。

別表第 1 中

「

大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地
	静岡市葵区日向722番地の 1
清水折戸教職員住宅	静岡市清水区折戸五丁目 1 番 8 号
清水高橋教職員住宅	静岡市清水区高橋一丁目 7 番40号
清水三保教職員住宅	静岡市清水区三保1865番地
清水興津教職員住宅	静岡市清水区興津本町307番地の 2
清水和田島教職員住宅	静岡市清水区和田島598番地の 4
清水駒越教職員住宅	静岡市清水区駒越東町 3 番53号
清水七ツ新屋教職員住宅	静岡市清水区七ツ新屋一丁目 7 番 6 号

を

」

大川教職員住宅	静岡市葵区日向682番地
	静岡市葵区日向722番地の1

改める。

別表第 2 中

名称	貸付料の額（月額）
清水折戸教職員住宅	5,200円
清水高橋教職員住宅	6,500円
清水三保教職員住宅	7,800円
清水興津教職員住宅	7,800円
清水和田島教職員住宅	6,300円
清水駒越教職員住宅	8,500円
清水七ツ新屋教職員住宅	13,000円

名称	貸付料の額（月額）
----	-----------

改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 企業局管理規程

静岡市企業局管理規程第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程をここに制定する。

平成19年 3 月 7 日

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程  
( 静岡市企業職員職名規程の一部改正 )

第 1 条 静岡市企業職員職名規程 ( 平成 15 年静岡市企業局管理規程第 12 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条 ( 見出しを含む。 ) 中「身分上の職名及び職務上の職名」を「職種上の職名」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「身分上の職名及び」を削り、同条ただし書を削り、同条を第 4 条とする。

別表を次のように改める。

別表 ( 第 3 条関係 )

職種上の職名	職務内容又は資格免許等の区分
主事	相当の知識及び経験をもって行政的業務に従事する事務職員の職務
技師	相当の知識及び経験をもって行政的業務に従事する技術職員の職務
主事補	行政的業務を補助し、又は定型的な業務に従事する事務職員の職務
技師補	行政的業務を補助し、又は定型的な業務に従事する技術職員の職務
技能士	漏水修繕工事の修理・監督・指導及び水道管の維持管理作業に従事する職員の職務
ポンプ技師	相当の知識及び経験をもってポンプ場の運転管理業務に従事する職員の職務
水道指導員	1 級配管工の資格を有し、技能労務職員の統括及び水道配管技術の指導の業務に従事する職員の職務
技手	自動車の運転及び修理、配管、土木作業、営繕作業その他これらに準ずる現業的業務に従事する職員の職務
事務員	定型的な事務的作業に従事する職員の職務
嘱託	相当の知識又は経験をもって特定業務の処理に従事する職員の職務

( 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正 )

第 2 条 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程 ( 平成 15 年静岡市企業局管理規程 26 号 ) の一部を次のように改正する。

第 31 条第 3 項中「事務吏員」を「職員」に改める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**市 訓 令**

## 静岡市訓令第 1 号

各局

各区役所

静岡市公文例規程（平成15年静岡市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 2 月 26 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別記 3 令達文書（ 2 ）通達中「助役」を「副市長」に、「（ 課扱い）」を「（ 課）」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 静岡市訓令第 2 号

各局

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月 7 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第10条を次のように改める。

（通信回線の利用による収受の特例）

第10条 通信回線を利用して提出された文書（次項に掲げるものを除く。）の収受は、次によるものとする。

（ 1 ）課長等は、その管理する通信回線に接続した送受信装置への着信の確認を定時に行う。

（ 2 ）着信を確認した文書は、速やかに紙に出力する。

（ 3 ）紙に出力した文書は、第 8 条の規定により、収受の処理を行う。



2 通信回線を利用して提出された文書のうち法令の規定により電子情報処理組織を介してなされた申請等（以下「申請等」という。）の收受は、次によるものとする。

- ( 1 ) 課長等は、その管理する電子情報処理組織への申請等の確認を定時に行う。
- ( 2 ) 申請等が確認されたときは、その情報を速やかに紙に出力する。
- ( 3 ) 紙に出力した情報は、当該申請等とみなして、第 8 条の規定により、收受の処理を行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令 3 号

各局

静岡市表彰審査委員会規程（平成 16 年静岡市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 13 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 2 条第 2 項中「助役」を「副市長」に改め、「収入役、」を削る。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第 1 号

消防防災局

各消防署

静岡市消防防災局図面等に表記する記号規程（平成 17 年静岡市消防本部訓令第 23 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 5 日

静岡市消防長 森 下 克 弘

別表第 2 中「消防吏員待機宿舎」を「消防職員待機宿舎」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市消防本部訓令第 2 号

消防防災局

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月12日

静岡市消防長 森 下 克 弘

別表第 5 静岡市湾岸消防署の表中

「

興津出張所	静岡市清水区 八木間409番 2号	清水区の区域のうち興津東町、興津井上町、興津中町、興津本町の一部、承元寺町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、八木間、小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢及び和田島の区域
-------	-------------------------	---

を

「

興津出張所	静岡市清水区 八木間409番 2号	清水区の区域のうち興津東町、興津井上町、興津中町、興津本町の一部、承元寺町、谷津町一丁目、谷津町二丁目及び八木間の区域
小島出張所	静岡市清水区 小河内字番古 3445番 1	清水区の区域のうち小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢及び和田島の区域

に

改める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**市 告 示**

## 静岡市告示第120号

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金取扱要領(平成15年静岡市告示第15号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月12日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第12条の見出し中「吏員証」を「職員証」に改め、同条中「静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金滞納処分吏員証」を「静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金滞納処分職員証」に改める。

様式第11号(表)中「静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業滞納処分吏員証」を「静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業滞納処分職員証」に改め、同様式(裏)中「吏員証」を「職員証」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 静岡市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入に伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することに關し、市議会で議決されたので次のとおり告示する。

平成19年3月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

記

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年4月1日施行)の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

## 附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

## 静岡市告示第124号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法252条の2第2項の規定により、全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入に伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することに関し、市議会で議決されたので次のとおり告示する。

平成19年3月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 記

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年4月1日施行)の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「堺市」の下に「、新潟市、浜松市」を加える。

## 附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

## 静岡市選挙管理委員会告示第16号

静岡市選挙管理委員会規程(平成17年静岡市選挙管理委員会告示第18号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月12日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

第22条の表中

「

事務局長		書記長
------	--	-----

を

」

事務局長		書記長
事務局理事		書記

に

」

改める。

第24条の見出しを「(事務局理事等)」に改め、同条中「事務局参与」を「事務局理事、事務局参与」に改める。

附 則

この告示は、平成19年3月12日から施行する。

## 監査委員告示

静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査委員事務局規程（平成15年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月14日

静岡市代表監査委員 海 野 洋

第4条の表を次のように改める。

組織上の職名	職種上の職名	身分上の職名
事務局長		事務局長
理事		書記
参与		書記
事務局次長		書記
参事		書記
副参事		書記
統括主幹		書記
主幹		書記
統括副主幹		書記
副主幹		書記

主査		書記
局付		書記
	主事	書記
	主事補	書記
	嘱託	その他の職員

第 6 条の見出しを「( 理事等 )」に改め、同条中「参与」を「理事、参与」に改める。

第 8 条第 2 項中「共通専決事項のうち」を「の専決事項中」に改める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。